



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 昭彦
(コード番号 8032 東証第一部)
問合せ先 上席執行役員 管理本部本部長
武井 康志
(TEL 03-3534-8522)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 155 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に株式併合に係る議案を付議し、併せて本株主総会において株式併合に係る議案が承認されることを条件とした単元株式数の変更、ならびに定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更（以下「本単元株式数変更」といいます。）いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、売買単位の水準を維持し、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、10 株を 1 株にする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の実施を本株主総会に付議いたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上同年 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数

29,560,300 株（併合前：295,603,000 株）

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	150,215,512 株
併合により減少する株式数	135,193,961 株
併合後の発行済株式総数	15,021,551 株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は以下のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	11,753 名（100.0%）	150,215,512 株（100.0%）
10 株未満	298 名（2.5%）	520 株（0.0%）
10 株以上	11,455 名（97.5%）	150,214,992 株（100.0%）

本株式併合の結果、10 株未満の株式を所有されている株主様 298 名が当社株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴い現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>295,603,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>29,560,300株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附則</u> <u>第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は同日をもって、これを削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

平成29年6月28日 第155回定時株主総会（予定）

平成29年9月27日 100株単位での売買開始日（予定）

平成29年10月1日 単元株式数の変更、発行株式数変更及び株式併合の効力発生日（予定）

(ご参考)

上記のとおり、本単元株式数変更及び本株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における当社株式の売買は、同年9月27日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の100株）にて行われます。

以上

(添付書類)

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の売買単位の水準を維持し、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 4.

（所有株式数について）

各株主様の本株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日（実質上同年 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

（議決権数について）

本株式併合によって各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株への変更）を行うため、株主様の議決権数は変わりません。

具体的には以下のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式数
例 1	3,000 株	3 個	➡	300 株	3 個	なし
例 2	1,300 株	1 個		130 株	1 個	なし
例 3	685 株	なし		68 株	なし	0.5 株
例 4	6 株	なし		なし	なし	0.6 株

- ・例1では、特段のお手続きはございません。
- ・例2及び例3では、単元未満株式（効力発生後において例2では30株、例3では68株）がありますので、従前と同様にご希望により単元未満株式の買取または買増制度をご利用いただけます。
- ・例3及び例4において発生する端数株式数（例3では0.5株、例4では0.6株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例4では、株式併合後に所有する株式数がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取または買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか？

A 6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの他の要因を別にすれば、株主様のご所有の株式の資産価値に変動はありません。本株式併合の結果、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 7. 所有株式数が減れば、受け取る配当金が減りませんか？

A 7. 本株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主優待に変更はありませんか？

A 8. 本株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株主優待の対象となる単元株式数も10分の1となりますので、株主優待の権利に実質的に影響はありません。株式併合の効力発生後は、毎年3月31日現在の当社の株主名簿に記載された100株以上所有の株主様に対し、株主優待品をお送りする予定です。

Q 9. 株主自身で何か手続きは必要ですか？

A 9. 特段の必要なお手続きはございません。なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取または買増のお手続きをご利用いただくことは可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払させていただきます。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問合せください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以上